

第21回

日本司法支援センター顧問会議

議 事 録

第21回
日本司法支援センター顧問会議
議事次第

1 日時

令和5年1月31日（火）午後1時06分～午後2時24分

2 場所

日本司法支援センター本部 8階会議室

（東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階）

3 議題

【報告案件】

令和4年度における業務実績（概況）について

特定施策推進室の取組（靈感商法等対応ダイヤルなど）について

午後1時06分開会

○佐熊事務局長 それでは、定刻となっておりますので、本日の顧問会議を始めさせていただきます。

顧問の皆様におかれましては、御多用のところ御参集いただきまして誠にありがとうございました。また、津島顧問もオンラインでの御参加ありがとうございます。

では、今から第21回日本司法支援センター顧問会議を開催いたします。

開会に当たり、理事長の丸島より一言御挨拶申し上げます。お願いいたします。

○丸島理事長 理事長の丸島でございます。新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。

各地で大雪が降り積もるなど厳しい寒さが続いておりますが、顧問の皆様には本日の会議に御出席をいただきましてありがとうございます。

昨年4月に、板東久美子前理事長の後を引き継ぎ理事長に就任いたしまして、間もなく1年を迎えます。この1年を振り返りますと、昨年の夏以降、旧統一教会を巡る被害者救済の問題が社会的にも大きな問題となりまして、政府はこの問題に関する関係省庁連絡会議を設置するとともに、合同相談窓口を設けて相談対応に当たってきたわけですが、相談窓口からの案内先として法テラスが多数を占めたことから、その後は、法テラスを中核として関係省庁が連携して支援していくということで、私どもが従来の合同相談窓口を引き継いで対応窓口を担うことになりました。正式には昨年の11月14日からこの窓口をスタートさせましたが、12月一杯までに約1,300件ほどの電話を受けてきております。

大変急な要請でもあり、困難も予想される中で短期間に体制を立ち上げなければなりませんので、なかなか苦労もありました。予算措置や人員の配置、設備や業務フローの準備、関係機関との調整などたくさんの課題がありましたが、多くの職員が本来の担当業務と兼務しながら、対応窓口である「靈感商法等対応ダイヤル」とバックアップする部署となる「特定施策推進室」を迅速に準備して立ち上げ、今日に至っております。

対応ダイヤルには、少ないときで一日20件から30件、テレビの広報などが流れると70件から90件という規模で毎日電話を受けております。

対応ダイヤルの詳しい内容は後ほど御説明申し上げますが、相談内容の報告を聞いておりますと、失業や事業の破綻、あるいは家族関係の破綻、病気や家族の自死、自殺であるとか様々に重なる不幸や解決困難に見える問題を抱える方々が、その救いを宗教あるいは宗教の名の下にあるいろいろなものに求める姿が見えます。もちろんそこで救われればよいのです

が、救われるどころか、逆に財産を失い家族関係を破綻させていくなどの話が数多くございます。しかも、そのような方々が孤独、孤立の中にいらっしゃる。孤独の中にあるからこそ宗教的なものに救いを求めるということでもありますが、やはりこれはこうした状況下にある方々を支援し救済する社会システムというものを、もっと充実させなければいけないということに改めて思います。これは、この宗教を巡る特殊な問題というだけでなく、その背景には、こうした様々な困難を抱えて孤独の中にいる人たちが広くたくさんおられるということでありまして、そういう意味で法テラスの役割の重要性を自覚するとともに、今回の対応ダイヤルの業務を担うこともまた必然的なものであったのかなというふうに思っております。

次に民事法律扶助の業務に関するこの間の取組について申し上げます。

現在、子ども支援ということが大きな政治課題になっておりますが、その関連では、シングルマザーの養育費確保の問題を巡って、法テラスとして民事法律扶助の運用の見直しを検討し法務省とも協議して、昨年6月からは日弁連も交えた三者の実務勉強会を続けてきておりました。離婚してシングルマザーとなった方が元の夫から養育費の支払を受けるために弁護士に依頼しようとする場合、扶助の要件を満たせば法テラスがその費用を立て替えます。そして、調停手続をとるなどして養育費を取得できた場合には、そこから立替金を償還していただくということがあります。業務方法書では、相手方から金銭を得た場合には立替金を即時に一括して償還に充てることが原則とされております。会計検査院からは、養育費であっても入金がある以上は同じくそこから償還に充てるべきとの指摘も受け、その指摘に基づいた運用がされてきました。しかし、子育てのための養育費についてはやはり不都合があるということで見直しの検討をしてまいりまして、おおむね取りまとめの内容が固まりました。多額の養育費が入る方は別として、一定の金額、例えば月々5万円程度の養育費を得るような場合に、そこから即時の償還を求めることはしないことや、一定の所得層の方については償還免除の要件を緩和することなど、シングルマザー家庭の子育てを支援していく方向で見直しを進めております。

そのほか、国選弁護業務に関する報酬基準を定める約款について長く手が付けられていなかった不合理な点の見直しを行うことや、全国各地で司法アクセスを拡充していくためにそれぞれの地域の実情に応じた地域戦略を確立し取組を進める活動、また犯罪被害者の支援や在留外国人の支援などそれぞれの業務で幅広い活動を続けております。

このような法テラスの業務を広く市民に知っていただくためには、各種の動画を用いるなどして積極的な発信をすることが大事でありまして、スタッフ弁護士の離島や大都會での活

動や法テラスの業務紹介など、若い職員、スタッフ弁護士らが知恵を絞っているような動画を作成しYouTubeなどを通じて発信しております。これらは大変好評を得ておりまして、先ほどの旧統一教会関連の取組も含めて、この間各界の新年式などに出ておりますと、「法テラス頑張っているね」というお声掛けをいただき、評価をいただいております、その点は大変喜ばしく思っているところです。

後ほど業務実績の概況の御報告をさせていただきますが、この二、三年はコロナ禍が続いておりまして、対面での相談というのがなかなか難しい状況もありまして、相談援助や代理援助などの件数が減少してはりましたが、最近相談の件数は徐々に戻りつつあります。

また、コロナ禍による対面相談が困難となったことを契機として電話等相談を始めたところ相談件数全体の15%ぐらいが電話相談となっております。他方では電話による相談というのはそこで終わってしまっていて、その後、問題の解決のために弁護士らの代理援助につながるというところはやや弱いところもありまして、法律相談件数の増加とともに代理援助件数の増加ということは今後の課題となっております。

次に、多様化する司法アクセスのサービスを進める上で業務基盤の充実を図ることは大変重要な課題であります。一つはIT、デジタル化の推進であります。IT機器の導入などの環境整備を図ることはもとより、合わせてサービスの在り方、業務運営の在り方、組織運営の在り方など、全般の見直しを進めていかなければなりません。

今般、新たに本部に企画部を立ち上げその下にDX推進室を設置することとしましたが、内部人材の登用とともに専門人材も採用して組織横断的にこの課題への取組を推進していきたいと思っております。幸いにも一定の予算措置も講じられる見通しとなり、法テラスの業務にふさわしいデジタル化の構想を練り上げ具体化を図り、同時に、業務の簡素化等を始めとする業務見直し、利用者の利便性の向上、業務の拡大につれて増加する法テラス職員の業務負担の軽減などの諸課題にも取り組んでいきたいと思っております。職員らの事務作業等の業務負担を軽減することに伴い、余力を創出し、それぞれの地域で自治体や福祉機関等の関係機関との顔の見える連携関係を築いていくことに一層力を注ぐことができればと思っております。またデジタル化に伴い、蓄積された膨大なデータを活用し、さらに現場のニーズを把握するなどして、主体的に新たな施策の企画立案を進めることにも努めたいと思っております。

もう一つは人材の確保、育成の課題です。長年にわたり少子化が進む社会状況の下で、どの企業や団体も同様の課題を抱えていますが、職員の採用はなかなか厳しい状況にさらされております。これは自治体や他の公的機関でも同様の話を聞きますが、中途採用も含めて

よい人材を奪い合うような状況があります。それだけに、採用した人材の育成と確保の面でも一層力を入れていかなければなりません。その点では、本部やコールセンターのほか全国に103の事務所を抱える法テラスでは職員の全国異動という問題があります。職員のうちの約3分の2が女性であります。創立以来国家公務員並みに全国異動を基本としてきているものの、これを同じように長く続けていくことには大きな困難があり、この在り方を見直すことについて、他の組織の経験も学びつつ、職員らの意見を聞きながらこの間大いに議論し検討し具体化も図ってまいりました。

子育てや介護の問題、また働き方改革の推進などを念頭に、一定期間は異動しない時期を確保できることにもなってきましたが、さらにそのような制度をどう拡大できるか、また異動の範囲も一定の地域の中での異動とすることや、異動の期間や異動サイクルの目安も見通しの立つようにすること、さらには異動負担の均等化を図ることなど、きめ細かな人事政策を一層進めていかなければなりません。

法テラスは、設立当初から法曹関係の職員とプロパーの職員とで成り立つ組織として発展してきましたが、創立から18年目を迎えプロパー職員も多くの経験を積み重要な役割を担って活躍しており、行く行くはこうしたプロパー職員が主体となり、中核を担う組織として発展していきたいと考えております。

法テラスは、現在第5期中期目標期間を迎えており、その最終年度、3年後には、一つの節目ともなる設立20周年を迎えます。第5期中期目標においても、これまでの法テラスの業務運営や組織運営を振り返り必要な見直しを行い、今後の在り方について方向付けをしていくことが課題ともなっておりますので、今後とも顧問の先生方から業務、サービス、組織運営など全般にわたって様々な御意見を頂ければ大変有り難いことと思っております。

本日の顧問会議では、旧統一教会等に関する問題への取組のほか、令和4年度の業務報告などもさせていただきますので、貴重な御意見を頂ければ大変有り難く思います。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○佐熊事務局長 ありがとうございます。

では、事務局より顧問の退任と就任について御報告させていただきます。

まず、顧問の退任について御報告いたします。

長きにわたり座長を務めていただきました片山顧問が、昨年9月末の任期をもちまして顧問を退任されました。

続いて、顧問の就任について御報告いたします。

7月の顧問懇談会でも御紹介させていただきましたが、昨年6月より新たに北山禎介氏と松本恒雄氏に顧問に就任いただいております。

なお、本日、坂東顧問は御都合で御欠席となっております。

それでは、議事に入る前に、まずは座長の選任をお願いしたいと思います。

座長は、組織運営規程第6条第7項の規定により顧問の互選によって定めることとされております。どなたか座長の御推薦ございましたら、よろしく願いいたします。

松本顧問。

○松本顧問 私は村木顧問に是非御就任いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐熊事務局長 ただいま松本顧問から御推薦がありましたが、顧問の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐熊事務局長 それでは、皆様に御賛同いただきましたので、村木顧問に座長をお願いしたいと思います。村木顧問いかがでしょうか。

○村木顧問 片山さんの後の仕事だと思えば、とても躊躇するところではありますけれども、一所懸命やらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○佐熊事務局長 ありがとうございます。

それでは、顧問の互選によりまして村木顧問が座長に選任されましたので、以後の議事進行につきましては村木座長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○村木座長 それでは、改めましてどうぞよろしく願いいたします。

今日、改めまして、御多用中、顧問会議に御出席をいただきましてありがとうございます。今日、坂東眞理子顧問が御都合により出席できないということでございますけれども、そのほかの6名の顧問に御出席いただいております。顧問会議の運営規則第1条では過半数の顧問の出席で定足数を満たすということでございますので、本日、定足数を満たしております。

それでは、早速でございますが議事に入らせていただきます。

お手元の議事について確認をさせていただきます。今日は議事次第にありますとおり、令和4年度の業務実績(概況)について、それから、先ほどから話題になっております特定施策推進室の取組、靈感商法等の対応ダイヤルの関係でございます。

事務局から配布資料について御説明をお願いします。

○佐熊事務局長 それでは、お手元にあります資料を御覧いただき御確認をお願いいたします。

まず最初に、議事次第をお配りしております。また、出席者名簿、そして資料の1番が令和4年度業務実績に関するもの、そして資料の2と3が特定施策推進室に関するものとなっております。

配布資料は以上のとおりでございます。

○**村木座長** ありがとうございます。資料、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは早速、議題の1、令和4年度における業務実績について議論を始めたいと思います。

資料に基づきまして事務局から説明をお願いいたします。

○**犬木総務部長** 総務部長の犬木と申します。よろしくをお願いいたします。

本日はお忙しい中御参集いただきましてありがとうございます。

私からは、最初の議題でございます令和4年度の業務実績の概況について、簡単に御説明申し上げます。お手元にお配りしております資料1、平成18年度以降の主要な業務実績の一覧表を御覧ください。

まず、一番上の情報提供業務のコールセンター問合せ件数についてですが、令和4年4月から12月の間で合計29万3,659件であり、前年度の同時期に比べ3%増で推移しています。また、地方事務所問合せ件数は、令和4年4月から12月の間で合計16万190件であり、前年度の同時期に比べ、こちらは3%減で推移しておりますが、コールセンター問合せ件数を含めた総件数では、前年度の同時期に比べ0.8%増で推移しております。

続いて、民事法律扶助業務についてです。上の2つの数字、法律相談援助件数と代理援助件数についてですが、令和2年度以降、減少傾向に転じております。令和4年度もその傾向が続いております。具体的には、法律相談援助件数について、令和4年4月から12月の間で合計22万8,827件であり、前年度の同時期に比べ5%減で推移しています。また、代理援助件数については、令和4年4月から12月の間で合計7万6,177件であり、前年度の同時期に比べ4%減で推移しております。

続いて、国選弁護等関連業務についてです。被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件いずれの受理件数についても、令和元年ないしは2年度から減少傾向に転じ、令和4年度も同様の傾向が続いております。

そのほか、犯罪被害者支援業務や受託業務の関係は資料1のとおりですが、犯罪被害者支援業務のうち犯罪被害者支援ダイヤル受電件数は、フリーダイヤル化した影響もあってか、令和4年度においてかなりの増加傾向にございます。前年度に比べておおむね30%増で推移

しております。

最後に、認知度調査結果について御説明します。まず、名称認知度は、平成30年度以降下降傾向に転じたものの、令和4年度は前年度より0.5%減の51.6%、ほぼ横ばいとなりました。また、業務認知度につきまして、昨年度は初めて下降傾向に転じました。一昨年度に比べて1.9%減の14.5%でしたが、令和4年度、本年度は若干上昇しまして1.1%増の15.6%に回復しております。

なお、今申し上げました認知度調査というのは20歳以上の方を対象としたものですが、昨年の顧問会議でも御説明したとおり、昨年度から17歳から19歳の若年者に対する認知度調査も始めております。その結果も併せて御説明いたしますと、名称認知度は前年度に比べ8.6%増の51.4%でした。また、業務認知度に至りましては前年度に比べて4.1%増の17.6%であり、20歳以上の方を対象としたものよりも高い状況でございました。

私からは以上でございます。

○村木座長 ありがとうございます。

令和4年度の業務実績についてデータを基に御説明をいただきました。顧問の皆様から何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

先生、お願いします。

○松本顧問 最後におっしゃいました、17歳から19歳という成年年齢が引き下げられた当事者とその直前の方々の認知度が高いというのは、やはりそれを見越して高校などで一定の教育をやって、法テラスというのがあるぞというようなこと、知識を与えられていたからなんでしょうか。それとも他の要因が考えられるのでしょうか。

○犬木総務部長 この辺りについてなんですけど、端的に申し上げますと、高校の教科書にも法テラスが登載されるようになっております。その影響が強いものと考えております。

○村木座長 ありがとうございます。教科書に載っているんです。大きいですね。

ほかに何かございますでしょうか。北山先生、お願いします。

○北山顧問 ありがとうございます。

先ほど、業務実績の説明の中で、法律相談援助件数や代理援助件数が減少傾向にあるというお話がありましたが、これは理事長がお話しになったようにコロナ影響が主因であると理解してよろしいでしょうか。

足元はコロナ影響で件数は減少していますが、インフレの持続を受けて、家計の経済状況は悪化しております。生活苦というのが心理的な重荷になってくる状況下で、法テラスに相

談したい、というようなニーズが、これからもっと高まっていくのではないかと考えています。

件数減少の要因がコロナ影響ということであれば、ウィズコロナ、アフターコロナが進むにつれて、件数も戻っていくと思いますが、もしほかに何か要因が考えられるとしたら、そのあたりはクリアにしていく必要があるかと思ひ、質問した次第です。よろしくお願いいたします。

○生田第一事業部長 それでは、法律扶助を担当しております第一事業部長の生田からお答えいたします。

やはり、今のところの分析ですけれども、法テラスにおいて、コロナ禍において法テラスの事務所で行う相談、センター相談と言いますけれども、その件数が年間9万件それまであったものが、令和2年度は6万件台、ほぼ6万件ということで3分の2になってしまいました。昨年、一昨年を見ても、令和3年度、令和4年度を見てもやはり7万件くらいまでしか回復していないわけです。そういう法テラスの事務所で行う法律相談というのは、代理援助にそのままつながる可能性も結構大きいので、その点の影響が非常に多いのではないかと。

ちなみに、現状コロナ禍の中で、全国に61か所、地方事務所と支部があるんですけれども、その約3分の1が、そのセンター相談、箱物相談を中止していたり頻度を減らしているという状況が今もなおあります。ですから、そこが回復してくれば件数の増加は可能ではないかと思っています。

あともう一点、生活苦の関係ですけれども、例えばコロナの支援金、給付金の関係で、破産だけが減っているということがあるんじゃないかと思って調べてみましたら、破産も家事もその他の事件も同じように減ってしまっていて、ですから現状では、破産とか任意整理の相談、債務整理の相談が減っていることが要因とはいえないであろうというふうに思っています。

ただ、今後、生活苦が、更に格差なんかも拡大していくという懸念はありますし、コロナの関係の支援金とか緊急貸付金とかの償還期限が今月1月から来ているということで、相談件数が増えてくるのではないかという予想はしております。

以上、説明します。

○村木座長 ありがとうございます。

どうぞ、どうぞ。

○犬木総務部長 私のほうから、先ほど令和4年度4月から12月の間の件数の昨年度の比較を何%かと言わせていただいたんですが、昨年の11月からかなり回復傾向に転じてしまっていて、

代理援助の件数は前年同月比の2割増になっています。12月は昨年とほぼ横ばいであり、11月からは増加傾向に転じておりますので、併せて御説明させていただきます。

○村木座長 ありがとうございます。

随分電話相談で補ってはいいただいたけど、やっぱりリアルの相談が復活してくると実質的な後の法律相談につながるということでございました。それと、確かに貸付けの返還が始まると、また情勢が変わる可能性はあるでしょうね。

○生田第一事業部長 私も弁護士なので最近2件破産申立てをしたんですけれども、債務一覧の中に必ずと言っていいぐらいコロナの貸付けが、社協からの借入れというのが入っていますね。

○村木座長 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

次に大きなテーマも待っていますので、取りあえず第1議題についてはここまでということで、また何か関連してありましたら御質問いただければと思います。

それでは、議事の2つ目に移りたいと思います。特定施策推進室、えらく抽象的な名前が付いておりますが、この取組、靈感商法等対応ダイヤルについてということでございます。

まず、新設部署に関して事務局から御説明をお願いいたします。

○丸山特定施策推進室長 特定施策推進室の室長をしております丸山でございます。

説明を申し上げたいと思います。資料2でございます。

まず、新設部署設置に至る経緯について説明をさせていただきます。

先ほど理事長からも冒頭御挨拶の中でありましたが、去年の8月に「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議というのが発足いたしまして、この連絡会議では被害者からの電話相談を受け付ける窓口が設立されました。それが、9月5日のところに書いてあります「合同電話相談窓口」でございます。各省庁から「合同電話相談窓口」に職員を派遣して、各省庁が持っている相談先等について相談者から主訴を聞き取って、対応する相談機関を案内する、そういうような枠組みが始まっております。

そして、この11月10日に、この関係省庁連絡会議の中で法テラスが大きく取り上げられたということでございます。具体的には、被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のため、法テラスを相談対応の中核と位置付け、その抜本的な充実・強化（総合法律支援の推進）を図ることが不可欠と結論付けられたというところでございます。

これらと連動いたしまして、令和4年度の補正予算で、この相談対応の充実・強化のための補正予算が措置されるというようなことがございました。これで、令和4年11月11日に、

旧統一教会問題等に対応する新設部署としまして「特定施策推進室」を設けたというところ
でございます。

この名称は、旧統一教会の問題に限らずに、靈感商法や高額献金等の問題に対応するため
あえて抽象的な名称にしてございます。より具体的に申し上げますと、旧統一教会の問題と
いうのは、家庭の問題であったり金銭の問題、病気、様々な問題が複合的に絡み合っている
と。それが、旧統一教会に接点を持つという形で出てきたということでございます。今後も
こういった様々な社会的な弱者、悩み事を契機とする問題というのは発生するという事とも
想定されるということから、この旧統一教会問題等への対応に限った部署ではなくて恒常的
な部署にする、そうすることで、そういった社会的問題に対応する受け皿となるという思い
もありまして、このような抽象的な名称になっているというところでございます。

戻りまして、令和4年11月11日にこの新設部署を設けまして、その3日後に靈感商法等対
応ダイヤルを開始しております。前後しますが、この12月には、法テラスの体制強化として
20億円の補正予算が措置され、さらには年を明けまして今年の1月11日に全国統一教会被害
対策弁護団との間で協定を締結した、そういう一連の流れになってきております。

この新設部署の概要でございますが、正式名称等は先ほど申し上げたとおりでございます。

この新設部署の特色といたしましては、外部の弁護士、スタッフ弁護士ではない外部の全
国靈感商法対策弁護士連絡会の弁護士、さらには臨床心理士や公認心理師といった心理専門
職等を配置しているというところでございます。心理専門職「等」と書かれておりますが、
これは現在連携を進めております社会福祉士などを指します。この社会福祉士というのは、
後に説明いたします法テラスのイベントに参加していただく予定でございます。

この新設部署の業務の内容についてでございます。（1）が「靈感商法等対応ダイヤル」
でございます。フリーダイヤルにおいて電話相談を受け付けて、適切な相談先を案内すると
いうものです。

相談内容につきまして説明を申し上げます。資料の3でございます。

資料の3は、法務省において、法テラスで行っている「靈感商法等対応ダイヤル」の結果
をまとめて作成したものでございます。日々法務省には結果を報告しておりまして、これを
法務省がまとめたというものでございます。ダイヤルの設置の11月14日から12月28日まで
のものでございます。

まず、全体の分析の件数でございますが、12月末までは、1,274件の相談があったという
ものでございます。そして、相談者の年齢でございますが、50代、60代、70代が多いという類

型になっております。

また右の方にいていただきまして、相談している宗教の関係でございますが、「旧統一教会」というのが29%で、「その他」の団体等、名称不明のものを含みますが39%ということでございます。相談者の性別につきましては男性と女性で、この程度の開きがあるというところでございます。相談主体としては、信者、元信者、非信者というふうに分けられます。

また、「宗教二世・三世」という観点から見てみますと、全体のうち「宗教二世・三世」が72件で、「旧統一教会のみ」が33件ほどあるというところでございます。

次のページでございます。

相談内容でございますが、「金銭的トラブル」がやはり一番多いということでございます。金銭的トラブルは全体の60%でございます。金銭的トラブルの次に多いのが、「心の悩み」や「親族関係」と続くというところでございます。「心の悩み」は、先ほど宗教を契機として鬱になるだとか、あるいは献金をしてしまって生活保護になってとても悩んでいるというものもあれば、精神疾患を疑われるような相談もあるというところでございます。

相談者のお悩みを聞いてお伝えする相談の「案内先」でございますが、日弁連のフリーダイヤルと、法テラスのコールセンター、旧統一教会の被害者救済の弁護士や、心の悩みのよりそいホットライン、法務局の人権相談あるいは警察といったような形で続くというものでございます。

次のページですが、金銭トラブルについてまとめたものでございます。金銭トラブルの相談主体では、信者が10%、元信者が23%、信者でない人が30%ぐらいいるということでございます。

金銭支出の額ですが、こちらの表になっております100万円から1,000万円というところが多くなっていたり、1,000万円を超える件数も多くなっているというところでございます。直近の金銭支出時期としては、1年以内とか、3年以内、5年以内のものというものもあるというところでございます。金銭支出の目的ですが、寄附・献金や物品の購入などがあるということ。それらの原資、元のお金というのは、自分の財産であったり家族の財産、借入などが使われているということでございます。

勧誘態様としては、靈感で不安をあおるというようなものがあつたりとか、あるいは勧誘に行つて不退去、入るまでは私たちは帰りませんというような形で勧誘を行つたりだとか、そういったようなものがあるというところでございます。

それでは、資料の2に戻ります。

業務の内容で、先ほど「靈感商法等対応ダイヤル」ということを説明させていただきました。それ以外に行っていることといたしましては、(2)の他機関との連携強化ということでございます。一番大きいのは旧統一教会の被害者対策弁護団との連携でございます。

先ほど申し上げたとおり、「靈感商法等対応ダイヤル」では相談先を案内するということでございます。ですから、相談者は一回法テラスに電話をし、その後、案内された連絡先にもう一回自ら電話をしていただくことになっていたわけでございますが、弁護団と連携することによって、利用者にとって便利になり、旧統一教会の関係で金銭を返してもらいたいといった相談につきましては、「靈感商法等対応ダイヤル」で弁護団に引き継ぐためのやや詳細な事情をお聞きし、聞いた内容をそのまま直接弁護団に連絡する、連携することになります。そうすると、相談者は改めて弁護団に電話等することは不要で、弁護団の方から連絡が来るのを待てばよくなります。

ですから、法テラスの「靈感商法等対応ダイヤル」に電話をすることで、弁護団からの相談の申込手続も行えるようになります。さらには、民事法律扶助も使っていただきやすくするために、相談者の資力の確認などを行い、民事法律扶助利用の可否も含めて弁護団に引き継ぐという、そういうところまで行っております。

(3)の旧統一教会問題やこれと同種の問題に対応するための取組の企画等ということがございます。これは今年の3月に電話での相談会を検討しており、弁護士や社会福祉士、さらには心理専門職、消費生活相談員が集まってワンストップ型の相談会を実施するというものがございます。これまでのダイヤルは相談先を案内するにとどまっていたのですが、このイベントでは電話で相談してきた方に対しては専門家がそのまま直接相談に乗るという、そういうようなイベントを予定しているというところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○村木座長 ありがとうございます。新しい組織の説明、それから実際に今の相談状況等を御説明いただきました。

皆さんからたくさん質問があると思います。どうぞ。いかがでしょうか。

高木先生、お願いします。

○高木顧問 どうもありがとうございました。

この統一教会問題に関わる話だろうと思いますが、今、文科省が宗教審議会に諮問されて、その内容で統一教会から返答を求めるということが何回かにわたって行われたと聞いており

ますが、例えば文科省にこういった法テラスで受けた相談の内容等がどの程度のレベルで共有されているのか。

○丸山特定施策推進室長 情報共有の枠組みについて説明を申し上げます。法テラスの「靈感商法等対応ダイヤル」で相談者から聞いた内容などにつきましては、これは毎営業日法務省に報告をしているところでございます。その先、法務省が文科省あるいはほかの省庁にどのようにそれを共有しているのかというところまでは、申し訳ございません。承知はしていないところでございます。

○村木座長 高木先生のおっしゃっているのは、一番今実態が集まる、見える、具体例が集積できる場所なので、そのことがこれからの対応にも何がしかの力になるんじゃないのという御趣旨だったと思いますので、また事案を集積していきながら、その情報をどういうふう
に活用できるかというところは、これからまた課題ということですかね。

○村木座長 ほかにいかがでしょうか。数字も、結構初めて見るものが。

松本先生、お願いします。

○松本顧問 今回の御質問ともちょっと絡むんですけれども、今回の新法では、行政規制の可能性を広げたという点について私は意味があると一定の評価をしています。それを消費者庁が担当して、どこまでやってもらえるのかというのが今後の課題なんです。消費者庁が動くためには情報が必要です。彼らは消費生活センターからの情報というのは当然集めますけれども、やはり法テラスだとか弁護士とかからの相談情報というのもすごく重要な情報源になると思いますので、その辺、政府における規制担当の役所にきちんと集まるようにしていただきたいと思います。

○村木座長 大事な御意見を頂きました。

○生田第一事業部長 ありがとうございます。法律の施行の段階で、どういう情報を取って
どういう情報を提供すべきかというところは検討していきたいと思っています。

○村木座長 中山さん、お願いします。

○中山顧問 この電話「対応ダイヤル」の設置というのは、私はとても法テラスが今後認知度を上げていく大きなきっかけにもなっていると思いますし、これからも期待される活動として、とてもいいなと思うんですけれども、この「対応ダイヤル」は、先ほどから説明がございましたように、相談先を案内するというようなことですね。それで、相談先として最も多いのが、日弁連のフリーダイヤルというふうになっているように思います。

法テラスでも、法テラスが対応できるものは対応しているというようなことのようにすけ

れども、この日弁連のフリーダイヤルに案内された後の、日弁連として、これがどのような相談として、その後相談者の役に立って、どんなふうになっていったのかということもどこかでつかんで、そういったことが全体として、先ほどの松本顧問からのお話にもありましたけれども、例えば消費者関係のところで対応できること、それから、そこから日弁連に行っただけけれども、いわゆる弁護団の方に行っただけのものがあるとか、そういったことを全体像を何らかの形で、ここが窓口にはなっているんですけども、結果としてはつかめるようにできたら、相談をした者それからこの問題に社会として関心を持っている人にとっては、とても役に立つのではないかなというふうに思います。

以上です。

○村木座長 大事な御指摘をいただきました。いかがですかね。

○丸山特定施策推進室長 御指摘いただきまして、ありがとうございます。紹介先のその後がどうなっているのかというところを法テラスがきちんと確認するという、そういうところが重要であるという御趣旨だったと思います。

「靈感商法等対応ダイヤル」では追跡調査を行うため、相談者で今後その追跡調査に協力していただける方には、アンケートを送っているというところでございます。

さらには、例えば弁護団と連携したものについては、弁護団の連携の中で、その方が法律相談、その後どういうふうに救済されていったのかというところを詳しく追い掛けていくということも、今、検討しているところでございます。

○佐熊事務局長 法テラスで追える範囲については、法テラスにおいて対応して参ります。また、本日はお配りしておりませんが、日弁連でも、日弁連に相談がされた案件がどうなったか、どういうことがつかめたかについて、日弁連のホームページで公開をしております。昨年11月時点での詳細がホームページに公表されております。

○村木座長 ありがとうございます。

○佐熊事務局長 議員の皆様からのフォローアップについて御関心も大きいところでして、関係省庁連絡会議では、各省庁においてそれぞれフォローアップをしていただきたいというお話は出ているようです。この連絡会議は閉じていないと聞いておりますので、いずれ取りまとめがなされるのではないかと考えられます。

○村木座長 なるほど。ここの機能がまだ生きていてということなんですね。

ちなみに余談ですけど、関係省庁が本当に一つの部屋に集まって統一の相談窓口を作ったというのは、この「合同電話相談窓口」が歴史上初めてだというようなことを、たまたま会

った担当者から聞きました。この問題で一つそういう経験を役所もしたというふうに話しておりました。

ほかに何かございますでしょうか。高木さん、お願いします。

○高木顧問 この相談ダイヤルの去年の11月14日から12月28日までの相談内容、相談状況の分析というこのデータは公開されているんですか。

○丸山特定施策推進室長 公開されております。

○高木顧問 この中の例えば「相手方」、「その他」、それから「回答なし」両方足すと九百何件あって、そのうち統一教会は376件だと。その「その他」と「回答なし」の違いはどうかとか、その中身はどうかなんていうのは、問合せがあつたりしないのか。あるいは「相談主体」のところも、「元信者」、「非信者」、「その他」。特に「非信者」と「その他」の関係なんていうのは、どういう仕分けの仕方をしているのか。これマスコミなんか当然この辺に興味を持って、いろいろ聞いてくるはずだと思うんだけど、そんなことについての現況はどういうことなんだろうか。

○丸山特定施策推進室長 まず、「相手方」の「旧統一教会」、「その他」、「回答なし」というところについて御説明申し上げます。

「回答なし」はこのとおりでございますが、「その他」というのは、旧統一教会以外は宗教団体も含まれますが、宗教団体に限りませんで、情報商材を扱っていると思われるような団体であつたり、実態がよく分からない団体も含まれているということでございます。

○佐熊事務局長 宗教団体のうち旧統一教会だけを明らかにしていることにつきましては、相談者のプライバシーですとかそういうことも踏まえつつも、旧統一教会については政府の方で被害者救済のため対応しており、団体名を明言し対応しているという経緯があることから、旧統一教会だけは特記していると聞いております。

相談主体の件は、何か分かりますか。

○丸島理事長 「その他」というのは、信者とか非信者と区別できない、する必要がないものが含まれているんでしょう。

○佐熊事務局長 おそらく、「その他」には、御意見を寄せられた方も含まれていらっしゃるように思われますが、いかがでしょうか。

○丸山特定施策推進室長 今、説明されたとおり、相談主体の「その他・不明」のところでございますが、まず一つは、宗教団体とは全く関係ない組織に関する相談がありますので、そういった人たちについては、この「その他」に入ってくるというところでございますし、

行政に対する御意見の場合、御意見を言われた方がどういう方なのかよく分からない「不明」ということもあるということでございます。

○丸島理事長 それから、旧統一教会問題や靈感商法等とは関係ない、法テラスがこれまで受けていた一般の法律相談も、対応ダイヤルで受けることがあり、これらの電話の場合、相談主体は「その他」になりますよね。

○丸山特定施策推進室長 はい、それは全部「その他」に入ります。

○村木座長 ありがとうございます。

○高木顧問 今の答弁は両方とも返事になっていないね。まあ結構です。

○村木座長 松本さん、お願いします。

○松本顧問 議論するときに、統一教会問題として議論するのか、それとも不当な寄附勧誘という観点から議論するのかわ、全く違った様相が出てくると思うんですね。しかし、その辺はごちゃっとやっているから、分類するとどっちなのという議論が出てくるわけです。

新しくできた法律は、別に宗教団体による献金に限定していなくて、全ての法人・団体が寄附を集める場合を対象にしています。例えば労働組合のカンパというのも、組合は、法人格があろうがなかろうが社団ですから、この法律の対象になるということです。ただ、靈感商法的な勧誘はしないと思いますけれども、カンパするまで自宅に帰さないぞと言ったら、これはもうアウトですから、そういう誰がやろうが悪いことは悪いという観点からの法律になっている。靈感といった客観的に立証できないことを口実にしてやる場合というのも、ワン・オブ・ゼムとして不当勧誘に入っているという位置付けになると思います。

○村木座長 ありがとうございます。そこで解説をしていただいて、少し分かりやすく。

相手方のところは「統一教会」と「その他」で分けてしまっていますし、相談主体のところは「信者」「元信者」という宗教団体系をまず分けて、残りをというふうになっているので、切り口がそれぞれ違うので、確かに分かりにくいところはあるかもしれないですね。

政策の法制度がどうかということも含めてですけれども、データの見方とか解釈の仕方も気を付けなきゃいけないところがあるというのがよく分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。北山さん、お願いします。

○北山顧問 ありがとうございます。

2点あります。

まず、特別施策の推進室が、補正予算20億円を手当てされて立ち上げられましたが、これはかなり息の長い話になりますので、これからも予算が付くのだらうと思います。11月の立

ち上げ時にはいろいろと御苦労があったかと思いますが、現状の体制で、まだ残っている課題として認識されていることや、その解決策があれば、御教示ください。

次に、補正予算の公表資料を見ると、法テラスにおける総合的対応窓口の設置や、法テラスに対応部署の新設などに加えて、民事法律扶助の積極的活用という記載もあります。過去には、東日本大震災の被災者やDV被害者等、特例法を定めて、援助に資力要件を不要とした例があります。しかし、現状、靈感商法被害者についてはそうした対応はとられておらず、家族構成や資力要件で援助の可否を決定していると認識しています。

この点について、特例法などで対応するというような議論は数か月前にあったのでしょうか。御教示ください。

○村木座長 政策面での非常に大きな御指摘、御質問を頂きました。

○丸山特定施策推進室長 1点目について、課題について御説明申し上げます。

この特定施策推進室の行う業務は息が長いという御指摘をいただきまして、我々としてもそのように認識をしております。他方で、予算は1年間ということ措置されているというところでございます。

課題としては、やはり息が長い取組にすることが非常に重要だということで、恒常的な組織として予算措置を受けることが大きな課題であるというところがございます。

○生田第一事業部長 ありがとうございます。

特定施策として対応すべき社会問題はこれからも生まれてくる可能性がありますし、逆に法テラスにこれをやってほしいと期待される時への対応もあり得るということでございます。そういう受け皿として「特定施策推進室」と。

あともう一つの扶助の活用についてですけれども、おっしゃるとおり震災特例法のときは、あれだけ未曾有の大災害で被害も広範にわたっているというところがあって、資力要件を撤廃するなどの対応が採られたというふうに認識しています。

本件についても、国会審議の中でそういう議論が出てくることもあるようですが、今のところは、飽くまで扶助を活用する中で、資力のない方については救済をしっかりとっていきたいというふうに思っているというところでございます。

○村木座長 ありがとうございます。ほかにかがでございましょうか。

津島顧問はオンラインでお聞きになられている。

津島先生、何か御質問ございますでしょうか。

○津島顧問 特にありません。

○村木座長 ありがとうございます。分かりました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

大変大事な課題で、まだこれから、できるだけ恒常的に対応ができるかどうかとか、たくさん宿題も残っていますし、ここで見えてきたことをどうやってきちんとまとめて可視化をしていって、その後の施策に役立てるかとか、なかなか大きな問題もあるようでございます。大変勉強になったし、頑張っていたきたいというふうに思いました。

今日、予定していた議題は以上になります。それ以外でも、まだ少しお時間がございませので、何か御発言、御意見、御質問等ございましたら、適宜御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうでしょう。

よろしいですね。それでは、いささか早めではございますが、本日の顧問会議はこの程度にさせていただきたいと思えます。

事務局から連絡事項がありましたら、よろしく願いいたします。

○佐熊事務局長 事務局から御連絡させていただきます。

本会議の議事録の作成についてでございますが、これまでと同様、事務局において原案を作成し、御出席の顧問の皆様にご確認いただき、さらに、座長に全体をご確認いただいた上で、ホームページで公表するという手順を考えておりますが、よろしいでしょうか。

○村木座長 はい。

○佐熊事務局長 では、事務局からは以上でございます。

○村木座長 それでは、最後になりましたけれども、名執理事から一言お願いいたします。

○名執理事 名執でございます。

本日はお忙しい中、顧問の先生にお集まりいただき、また私どもがふだん気が付かない高い視点からの様々な御指摘をいただきまして、本当にありがとうございました。

本年度後半大きな課題でありました靈感商法の対応窓口については、今先生方から様々な御意見を頂きましたけれども、やっぱり大きな社会問題になりましたので、私どもが独自の制度設計というか、何か理念を持って進めるというわけにもいかない部分もありました。その状況下、短い期間の中で、今まで法テラスがしてこなかったような、心理専門職等の専門家の方々や弁護士との連携というものを含めた体制で、今まだ模索しながら進めているところです。

これを将来どうしていくかということについては、予算の問題もありますし、これを法テラスとしてどのようにまとめて政府全体の中で生かしていただくのかということと、それか

ら、また今後、この宗教問題だけではなくて、いろんな問題で複合的な悩みを抱える方々に、この「特定施策推進室」が将来にわたってどんな場面で役立っていかれるのか、そのためにも今回は、非常に大変ではありますけれども、いい機会を法テラスとしても頂いたのではないかと考えております。

今後生まれてくる新しい社会課題についても、この枠組みを生かしながら法テラスとして役割を果たせるように努力していきたいと考えております。

ただ、それには増えていく課題、業務を適切にやっていくための組織体制づくりというものも併せて必要になってくるわけですので、利用者目線に立ちながらも、今後のデジタル化の導入、それから人材の確保・育成、創立20周年以降に向けたこの法テラスの在り方を見据えながら、残されたこの中期計画の期間、一所懸命やっていきたいと思っております。引き続き先生方の御指摘、御意見を賜りたいと思っております。

本日は大変ありがとうございました。

○丸島理事長 ありがとうございました。

○村木座長 それでは、以上をもちまして第21回日本司法支援センター顧問会議を終了させていただきます。

議事に御協力ありがとうございました。

午後2時24分閉会